[6]エレベーター (政令第 18条 条例第 24 条)

基本的な考え方

エレベーターは、高齢者、障がい者等にとっては、垂直移動の大切な手段である。

建築物の高層化が進む中で、垂直移動が必要な施設は、エレベーターを設置することが望ましい。

また、エレベーターを設置する場合には、高齢者、障がい者等が利用しやすいように配慮することが必要である。

●:政令・条例の基準 ○:望ましい整備

条例逐条解説 P.81~90 建築設計標準 P2-94

		THE STREET OF THE THIN		築設計標準 P2-94
建	禁物移動等	等円滑化基準		解説
	停止階	●籠(人を乗せ昇降する部分をいう。以下この章において同じ。)は、利 用居室、車椅子使用者用便房又は車椅子使用者用駐車施設がある 階及び地上階に停止すること。		
	出入口	●籠及び昇降路の出入口の幅は、80cm 以上とすること。	4	
		●籠及び昇降路の出入口に、利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止する装置を設けること。	·····>	使用者の安全を図るための措置 光電式の場合は、光電ビームを 2 条以上、床上 20cm 及び 60cm 程度の高さに設ける。
		●籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものを はめ込み、又はその他の装置を設けることにより、籠の外部から籠内 を見ることができる構造とすること。	······>	事故等の際に内部を確認することができるよう必要。 防火区画との関係からガラス等による窓を設置できない場合は、籠の外部から内部を確認できるカメラ等を設ける。この場合、管理事務所(管理事務所がない場合は、メインロビー等)にモニターテレビを設置する。ガラス窓の高さは、床面から概ね50cm程度とする。
移動等円滑化経路	籠の大きさ	●籠の奥行きは、135cm 以上とすること。	······>	JIS 規格に準拠した EV であれば、一般乗用(Pタイプ)は 11 人乗り以上、住宅用(R タイプ)は 9 人乗り以上で奥行き 135cm が確保される(手すり及び車椅子用の制御装置の幅は 10cmを限度として、ないものとみなして算定する。)。電動車椅子等、大きな車椅子では、奥行きが135cmでは利用できないものがあるため、施設利用者に併せて計画する必要がある。
	鏡	●籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)については、この限りでない。	·····>	

手すり	●籠内の左右両面の側板に、手すりを設けること。	····•>	手すり取り付け高さは 75cm 85cm 程度とする。
非常時のため の設備	●籠内に設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)に、停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けること。	·····>	事故等の際に、音声での意思 疎通が難しい聴覚障がい者が 通報がつながっているか確認 できるようにするため。
乗降ロビー	●乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、150cm 以上とすること。	•••••	乗降ロビーにて車椅子使用者 回転できるスペースを確保し、 直進でエレベーターに進入 または退出できるものとする。
制御装置	●籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 イ 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を 有すること。	·····>	ボタンは 100cm 程度の高さとする。 戸の開放時間が通常より長くなる機能
	ロ 籠内に設けるもののうち一以上は、呼びボタン付きのインター ホンを有すること。	·····>	ボタンの形状を触覚でわかる。にする。
(表示)	●籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ●乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。	.	聴覚障がい者は音声案内に るのが困難なため、表示の可 化が必要である。
標識(再掲)	●移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所 又は駐車施設の付近には、国土交通省令で定めるところにより、それ ぞれ、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設がある ことを表示する標識を設けなければならない。	·····>	[12]標識 参照 国際シンボルマークは乗降 ロビーの車椅子使用者対応 制御装置の付近など、車椅子 使用者等の見やすい位置に 表示する。
	不特定かつ多数の者が利用する 2,000 m ² 以上の建築物に設し	ける場合	
籠の大きさ	●籠の幅は、140cm 以上とすること。		
制御装置	●籠は、車椅子の転回に支障がない構造とすること。 ●制御装置は、籠内の左右両面(2 の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する機能を有するものにあっては、片面)の側板に		
	設けること。 不特定かつ多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合 (ただし、駐車場に設けるエレベーター及び乗降ロビーの場合は、この限りでない)		
音声案内 (戸の閉鎖)	●籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖 を音声により知らせる装置を設けること。		
制 御 装 置 の 点字表示等	●籠内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車椅子使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設ける場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る。)は、点字その他国土交通大臣が定める方法により視覚障がい者が円滑に操作することができる構造とすること。	·····>	【国土交通大臣が定める方法 (国土交通省告示第 1493 号 ・文字等の浮き彫り ・音による案内 ・点字及び上記 2 つに類するもの 点字表示を制御装置に設け
音声案内 (昇降方向)	●籠内又は乗降ロビーに、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる 装置を設けること。		際、立位で使用する制御 装置に設けることを基本とする。 操作ボタンへの点字表示に ボタンの左側に設けるようにする。
制御装置の 形状	●制御装置は、押しボタン式とすること。	·····>	タッチセンサー式のボタンは、 視覚障がい者には押したか否
点状ブロック 等	●乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、視覚障がい者に対し 制御装置の存在を示すために、点状ブロック等を敷設すること。		認知が難しいため、ストローク (ボタンを押し下げること)のあ 押しボタンとする必要がある。
ましい整備			解説
ンベーターの 置	○エレベーターは、主要な経路に隣接して設置し、エレベーター入口までわかりやすく誘導する。○独立した乗降ロビーが複数ある場合には、乗降ロビーごとに福祉仕様のエレジ、クロ・カードとは表現します。		
	のエレベーターを一以上整備する。 〇大規模施設、集会施設、劇場等一度に多くの車椅子使用者が集中 することが想定される施設では稼動力が低下する時間帯があるため、		

	エレベーターの籠の大きさ、設置数、配置等を十分に検討する。	1	
エレベーターの標	エレベーダーの龍の人ささ、設直数、配直寺を十分に検討する。 ○車椅子兼用エレベーターに関する標準(JEAS-C506A)・視覚障がい	-	
準規格	○単何于飛用エレベーターに関する標準(JEAS-515D)(共に、(社)日本エ		
1 75014	マータ協会制定)による。		
出入口	〇出入口の幅は、車椅子使用者の利便性を考慮し、90cm以上とする。	·····>	, , , , ,
籠の大きさ	○施設の利用状況に応じて、籠の幅は 160cm 以上とする。		椅子であれば出入口の幅が
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □		80cm でも利用可能であるが、電動車椅子や、スポーツ用の車椅
	きは、150cm 以上とする。		子の場合、利用できないものが
防火区画	○エレベーターシャフトの区画のために、防火戸の枠や柱をエレベーター		ある。(例:テニス用車椅子幅
	付近に独立して設けると、視覚障がい者の歩行の障がいになるだけでなく、衝突の危険があるため、できるだけ設けない区画設計を行う。	, i	87cm)
屋外に面するエレ ベーター	○出入り口が外部に面するエレベーターには庇を設け、雨天時の乗降に 配慮する。	-	龍の幅を「bucm 以上とする」とで、車椅子が2台同時に乗車することができる。(電動車椅子や
乗降ロビー	○乗降ロビーの広さは 180cm 角以上確保する。		スポーツ用車椅子など、車椅子によって必要な寸法は異なるの
	○エレベーターホールの近くは、車椅子使用者等が転落するおそれがあるので、階段又は段を設けない。		で注意が必要。) 病院、福祉施設、公共施設等で
	○エレベーター付近に階段又は段を設ける場合には、車椅子使用者等 の転落防止等に十分注意した配置とする。		は一度に複数の車椅子使用者が利用することもあるため、利用
	○籠の床と乗降ロビーの床の段は小さくし、かつ、隙間は車椅子のキャス		特性に配慮した籠形状とする。
	ターが落ちないよう3cm以下とする。		エレベーターは建物の角に設置
	○乗降□ビーは適宜照明を行い、制御装置等を見やすくする。	·····>	されることが多く、照明が暗くて
籠内手すり	○籠が比較的大きい場合は、正面にも手すりを設ける。	•	制御装置等が見にくい場合がある。
制御装置	○ボタンは、指の動きが不自由でも押せる形状とすること。	-	<i>ଉ</i> ବ୍ର
	○ボタンはボタン部分と周辺部分とのコントラストを十分に確保する。		
	○制御装置の取り付け位置、配列、ボタンの形状、使い方等を同一 建物内で統一する。		
	○一般用制御装置の取り付け位置は、片側の場合は扉に向かって右側とする。		
	○ボタンへの点字表示は、ボタンの左側に設けるようにする。	-	
	○階数ボタンは浮彫階数表示(さわってわかる表示)とする。		
	○ボタン操作時に応答音による案内とする。	-	
音声案内	○2 方向出入口のエレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声案内 で知らせる。		
乗客への情報提 供·表示	○ 籠内にはエレベーター故障時に情報提供を行うための電光表示板を 設置する。	•	
	〇停電時管制運転、地震時管制運転、火災時管制運転装置を設ける。管制運転が作動した時は、籠内の乗客に音声と電光表示等で案内する。		
	○満員状態の籠に乗り込むとき、聴覚障がい者が確認しやすい表示灯		
	を設ける。		
	○音声による案内及び電光表示板や手話を表示できるディスプレイ	·····>	案内の事例は、「係員に連絡中
	装置等による案内を行う。		です。しばらくお待ちください。」
	○エレベーターの昇降ロビー及び籠内に、到着階の各空間の用途、利		「ただいま、係員が向かっています。しばらくお待ちください。」など
	用案内等を表示する。また、到着階が立体通路や地下街、地下道、		がある。
Dithu b 186.	鉄道駅等と接続している場合は、その旨を表示する。	-	音声は視覚障がい者、電光表
足蹴り式ボタン	○操作ボタンを手や肘で操作できない車椅子使用者のために足蹴り式 ボタンを設置する。		示板やディスプレイ装置等は聴 覚障がい者が利用できる。
ソフト対応	〇一時に多数の利用が集中する施設(劇場や屋内競技場等)では、		
	高齢者、障がい者等のエレベーター利用に際して、誘導を行うなどの 人的な対応をする。		

解診	包工	
図 6.1	エレベーターの設計例(1)	●0
図 6.2	エレベーターの設計例(2)	•0
図 6.3	鏡	•
図 6.4	手すりや制御装置の高さ	0
図 6.5	制御装置	•0
図 6.6	2台以上の場合の設計例	•
図 6.7	出入口が複数あるエレベーター	0

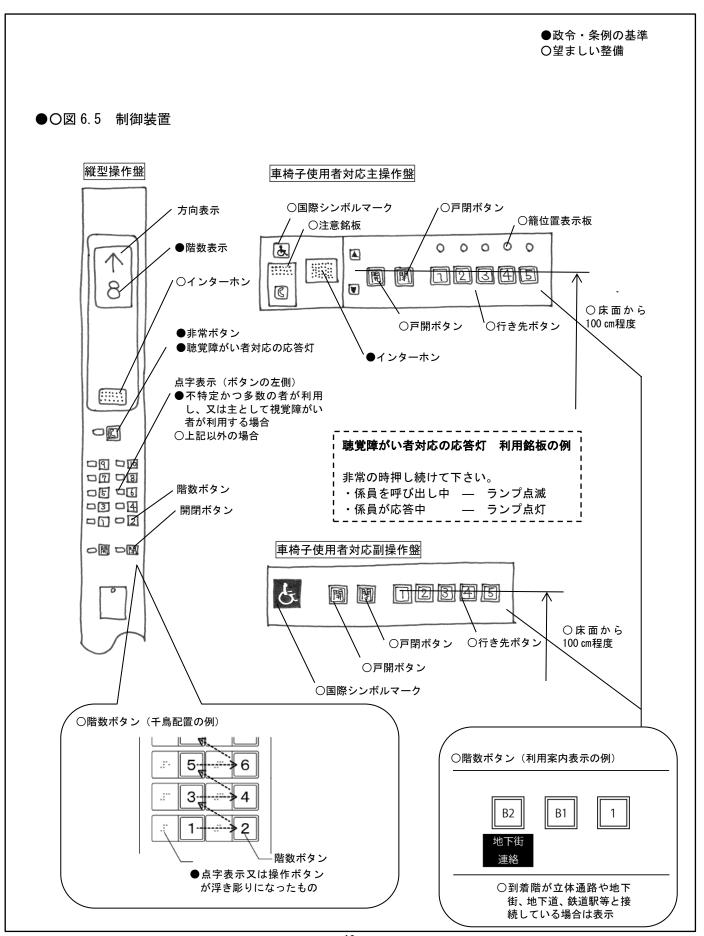
チ		
	①籠は必要階(利用居室又は車椅子使用者用便房・駐車施設のある階、地上階)に停止するか	
	②籠及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか	
	③籠及び昇降路の出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止できる装置を設けているか	
	④ 籠及び昇降路の出入口の戸にガラス等をはめ込むなど、籠の外部から内部を見ることができる設備を設けているか	
	⑤籠の奥行きは135cm以上であるか	
	⑥籠内に鏡を設けているか	
	(籠の出入口が複数あるエレベーターで、開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられている場合を除く)	
	⑦籠内の左右両側に手すりを設けているか	
	⑧籠内に設ける制御装置には、非常の場合に外部の対応を表示する聴覚障がい者に配慮した装置を設けているか	
	⑨乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか	
	⑩籠内及び乗降ロビーに車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けているか	
移動	(1)籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものか	
移動等円滑化経路	(2)呼びボタン付のインターホンが設けているか (籠内の制御装置のうち、1以上)	
	① 籠内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか	
	⑫乗降ロビーに到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けているか	
路	③不特定多数の者が利用する2,000㎡以上の建築物に設ける場合 -	_
	(1)籠の幅は、140cm 以上であるか	
	(2)籠は車椅子が転回できる形状か	
	(3)車椅子使用者が利用しやすい制御装置を籠内の左右両面に設けているか	
	(2の階のみに停止するエレベーターで、自動的に昇降する場合は片面)	
	⑭不特定多数の者又は主に視覚障がい者が利用する場合	_
	(1)籠内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか	
	(2)籠内及び乗降ロビーに点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音声による案内)により視覚障がい者が利用しやす	
	い制御装置を設けているか	
	(3)籠内又は乗降口ビーに到着する籠の昇降方向を知らせる音声装置を設けているか	
	(4)制御装置の各ボタンは押しボタンとしているか	
	(5)乗降ロビーに設ける制御装置の前の床面には、点状ブロック等を敷設しているか	

関連する章

·[12]標識

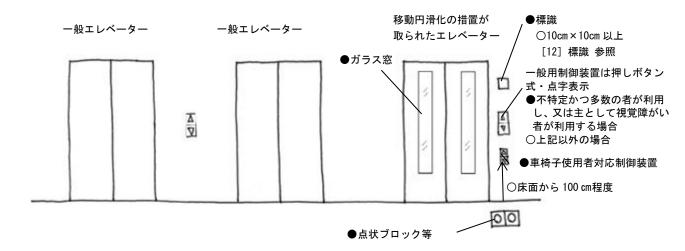
●政令・条例の基準 ○望ましい整備 ●○図 6.1 エレベーターの設計例(1) ●国際シンボルマーク ([12] 標識 参照) 般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する場合 ●ガラス窓 [3] ○上記以外の場合 00 ●籠の停止予定階表示 ●車椅子使用者 100 8 (操作盤に表示しても良い) 対応制御装置 ○100 cm程度 1 ●車椅子使用者対応制御装置 (不特定かつ多数の者が利用 ○50 cm程度 (幅:60cm 程度 する 2,000 ㎡以上の建築物 高さ:140cm 程度 吅 ○35 cm程度 設置高さ:床上 の場合は両側) ○20 cm 40cm 程度) OIOI●80 cm以上 ○90cm 以 F 開 1 2 点状ブロック等 ○足蹴式乗降ボタン ●不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 ●籠の停止予定階表示 (制御装置に表示しても良い) 一般用制御装置は押しボタン 式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用 し、又は主として視覚障がい者 が利用する場合 ●135 cm以上 ○上記以外の場合 O150 cm以上 ●手すり(左右両面) ○満員状態の籠に乗り込むと き、聴覚障がい者が確認しや ●80 cm以上 ●利用者を感知し すい表示灯 戸の閉鎖を自動的 ○90cm 以上 ●音声による昇降方 に制止することが 向到着階並びに戸 できる装置 乗降ロビー の閉鎖通報装置 ●150cm 角以上 満員 ○案内及び電光表示板 ○180cm 角以上 ●不特定かつ多数の者が利用する や手話を表示できる 過負荷表示灯 2,000 ㎡以上の建築物の場合は 140㎝ 以上 ディスプレイ装置等 (定員超過) O160cm 以上 音声による昇降方向報知装置 点状ブロック等 ●不特定かつ多数の者が利用し、 ●不特定かつ多数の者が利用し、 又は主として視覚障がい者が利用する場合 又は主として視覚障がい者が利用する場合 ○上記以外の場合 ○上記以外の場合

●政令・条例の基準 ○望ましい整備 ●○図 6.2 エレベーターの設計例(2) ●ガラス窓が設置できない場合は 内部を確認できるカメラ等を設置する 一般用制御装置は押しボタン式・点字表示 ●不特定かつ多数の者が利用し、又は主とし て視覚障がい者が利用する場合 ●ガラス窓(床面から 50cm 程度)入 ○上記以外の場合 ●行き先ボタン ●車椅子使用者対応制御装置 (不特定かつ多数の者が利用する ●車椅子使用者対応制御装置 2,000 ㎡以上の建築物の場合は両側) (不特定かつ多数の者が利用する 2,000 ㎡以上の建築物の場合は両側) ●利用者を感知し、戸の閉鎖を 自動的に制止できる装置 ○100cm 程度 ○60cm **O20cm** ○手すりの設置高さ 75cm~85cm 程度 ○車椅子当り ○図 6.4 手すりや制御装置の高さ 展望エレベーター・トランク付型の ●図 6.3 鏡 ように平面鏡が設置できない場合のみ ●凸面鏡 ○籠が比較的大きい 場合、正面にも手すり を設けると高齢者等が 楽である。 ●車椅子使用者 対応制御装置 の設置高さ (乗降ロビー) ○車椅子使用者 対応制御装置の 設置高さ ○100cm 程度 (籠内部) 100cm 程度 ○手すりの設置高さ 75cm~85cm 程度



●政令・条例の基準 ○望ましい整備

●図 6.6 2台以上の場合の設計例

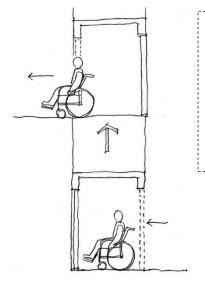


JEAS-C506A では、一般用制御装置とは別に車椅子使用者対応制御装置を設けるとしているが、 施設等の特性を鑑み、複数台のエレベーターを設置する際に、すべての制御装置を車椅子使用者 が利用できる 100cm 程度としている事例もある。

ただし、点字は手が字に対して水平になるようにして読むため、点字表示をしている乗場ボタン が低い位置にあると視覚障がい者が読みにくい場合があるため、注意が必要である。

○図 6.7 出入口が複数あるエレベーター

○図 6.8 座位変換型の車椅子

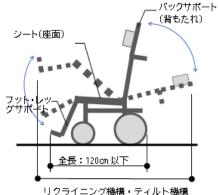


座位変換型の(電動)車椅子

・座位変換型の(電動)車椅子は、リクライニング機構や身体支持部のティルト機構 等を有する車椅子で、座位姿勢の保持が困難な方等が楽な姿勢を保持しやすく するために多く使用されている。

・リクライニング機構とは、車椅子のバックサポート(背もたれ)やレッグサポート角度 が調節できる機構、ティルト機構とは、車椅子のシート(座面)との角度が固定され たまま、シート及びバックサポートの傾斜を一体的に調整できる機構である。

・これらの機構を用いてバックサポートを後方へ傾斜させ、レッグサポートを挙上す る場合の当該車椅子の全長は、JISに示される全長 120cmに比べて大きくなる。



リクライニング機構・ティルト機構

使用時の全長の例:約145~165cm程度 (寸法はあくまで例であり、これより大きなものもある)

参考 ~動線計画の例~

◆必要な機能を満足するだけの設計だと… 建物にある段差を解消するためにエレベーターを設置しても、エレベーターを使うと 階段を使うよりも遠回りになってしまう ことがあります。

また、多くの人が利用する主要な経路上に は階段やエスカレーターしかなく、非常に 分かりにくい場所にエレベーターが設置さ れている場合があります。

このとき、エレベーターを利用しないと、 垂直移動することができない利用者は、不便 を感じることがあります。

◆利用しやすくなる工夫

〈動線計画〉

・エレベーター、エスカレーター、階段を 主要な経路の近くに配置することで、 様々な特性を持った多様な利用者が 同じ経路をたどって建物を利用できる ようになります。

〈誘導案内〉

・エレベーターが主要な経路から離れた 場所に設置されている場合等において は、案内表示や、音声案内、文字情報等 を適切に組み合わせて誘導することが 必要です。

([12] 標識、[13] 案内設備 参照。)

